

第151期学理公示第7号

2026年7月23日

東京大学教養学部学友会理事会

議長



文書管理に関する特別措置に関する細則等の一部を改正する細則の公示について

理事会基本規則第41条第2項第2号により、文書管理に関する特別措置に関する細則等の一部を改正する細則を別紙のとおり公示する。

第百五十一期学理総第十一号

文書管理に関する特別措置に関する細則等の一部を改正する 細則

制定：令和八年七月十六日

施行：令和八年七月十六日

第百五十一期学友会理事会決議第十一号

文書管理に関する特別措置に関する細則等の一部を改正する細則

(文書管理に関する特別措置に関する細則の一部改正)

第一条 文書管理に関する特別措置に関する細則（第百五十期学友会理事会細則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「学生理事会（以下「理事会」という。）」を「理事会」に改める。

第四条第一項中「学生理事会組織細則（第百五十期学友会理事会細則第一号）（以下「組織細則」という。）第十四条及び第十五条」を「理事会組織細則（第百五十期学友会理事会細則第四号）第四条及び第五条」に改める。

同条第二項中「組織細則第五条」を「理事会基本規則（東京大学教養学部学友会規則第十五号）第二十四条」に改める。

(理事会組織細則の一部改正)

第二条 理事会組織細則（第百五十期学友会理事会細則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条を削る。

第八条の次に次の一条を加える。

(会計補佐)

第八条の二 財務局長は、学友会の会計に関する規則（東京大学教養学部学友会規則第六号）第十八条に定める責任を財務局長と連帯して負う職員として、会計主幹その他の職員を理事会決議により会計補佐に任ずることができる。

附 則

- 1 この細則は、制定された日から施行する。
- 2 この細則の制定日に現に会計補佐の名で職務を行っていた者は、この細則の制定日に理事会組織細則第八条の二に基づき会計補佐に任じられたものとみなす。